

城陽市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

令和8年4月〇〇日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、城陽市地域公共交通活性化協議会規約第11条第4項の規定に基づき、城陽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、城陽市公共交通担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、城陽市公共交通担当課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、協議会の事務処理に関して、次に掲げる事項を専決することができる。

ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、

城陽市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、使用区分、管理者、書体及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、城陽市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年(2026年)4月〇〇日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法 (ミリメートル)	使用区分	管理者	書体	個数
城陽市地域 公共交通活 性化協議会 会 長 之 印		21 × 21	会長名を もって発 する文書	事務局長	てん書	1